

もしも

考えよう! 備えよう!

いざ

防災



9月1日は「防災の日」です。いつ発生するか分からない地震。

もしもの時に、自分や大切な人の命を守るため、この機会に地震への備えについて考えてみませんか。

☎危機管理課 ☎(632) 2052



地震発生

その時どうしますか？

地震は、家具の転倒や備品の落下によるけがなどの他、火災や土砂災害などの二次災害を引き起こします。

地震が発生したらどうするべきかを今のうちから考え、落ち着いた行動を心掛けましょう。

1 地震発生!

直ちに、身の安全を確保

- ▼クッションやかばんで頭を守る。
- ▼机の下に身を隠し、机の脚を持つ。
- ▼慌てて外に飛び出さない。



2 避難準備!

落ち着いて・素早く・安全に

- ▼ドアを開けて逃げ道を確保する。
- ▼火を消し、ガスの元栓を閉める。



3 避難!

二次災害に注意

- ▼ブレーカーを落とし、漏電による火災などを防ぐ。
- ▼外に出るときは落下物に注意する。



地震の情報を取得しましょう

登録制防災メールでは、本市の避難情報、避難所の開設情報などの防災関連情報を、速やかにメールで配信します。また、市公式LINE「教えてミヤリー」でも、同様の情報を配信していますので、ご活用ください。

ここから登録できます



▲登録制
防災メール
URL1



▲市公式LINE
「教えて
ミヤリー」

! 避難する時の注意点 !

避難の仕方は、災害の種類で異なります。地震の時は、屋外の広い場所など(3ページ下の記事参照)で安全を確保してください。また、風水害の時は、開設している避難所を確認し、避難しましょう。

それぞれの場面に合わせて行動しましょう！

オフィスなどの場合

コピー機やパソコン、棚が倒れる危険性があります。

机の下に潜り、頭を守りましょう。



エレベーターの場合

すべての階のボタンを押し、止まった階で降りましょう。

閉じ込められたら、非常用のインターホンで連絡しましょう。



市街地の場合

窓ガラスや看板が落下する危険性があります。

かばんなどで頭を守りながら、安全な場所へ避難しましょう。



運転中の場合

ハザードランプをとめて、ゆっくりと左側に停車しましょう。

車から離れる時には、ドアをロックせず、鍵を付けたままにしましょう。



避難の準備

できていますか？

自分は避難すべきなの？



避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

もしもの時、どうするかを日ごろから考えておきましょう。

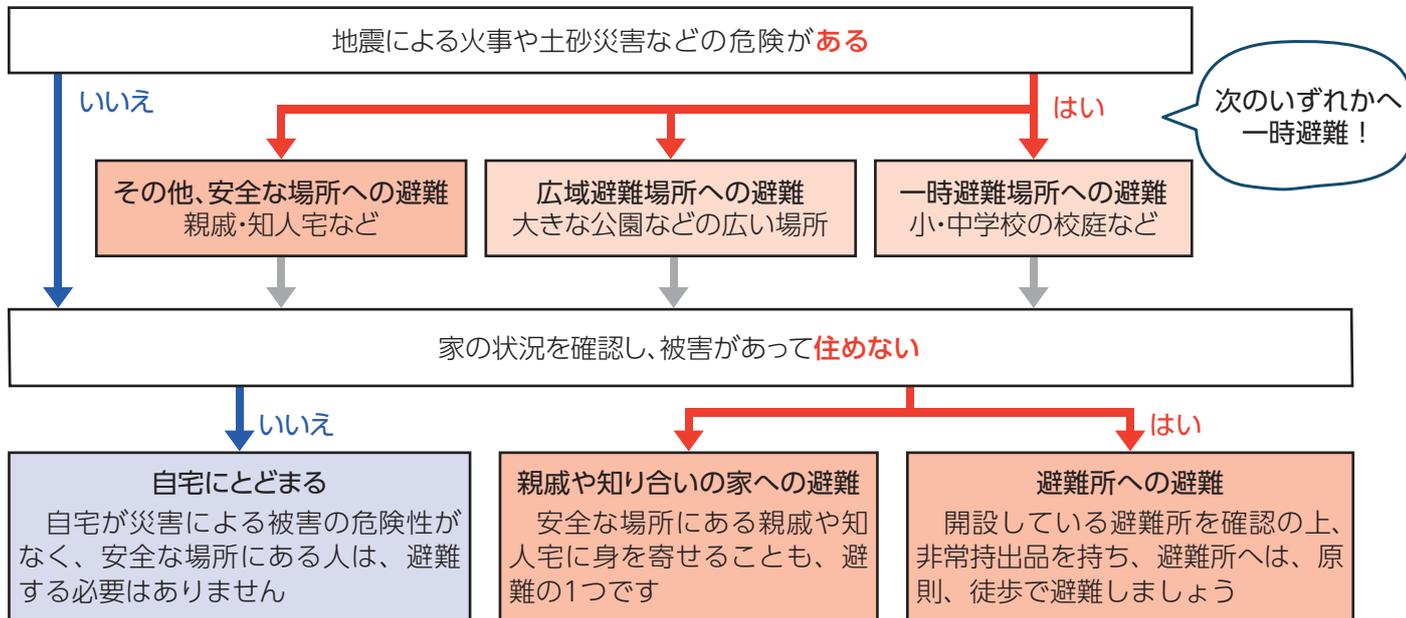
地震が発生した時は、下のフロー図を参照し、避難すべきか判断しましょう。

火災や土砂災害の恐れがない場合や家に被害がない場合は、避難する必要はありません。

開設している避難所は、宇都宮市避難所開設状況管理システムURL2でお知らせしますのでご利用ください。



▲宇都宮市避難所開設状況管理システム

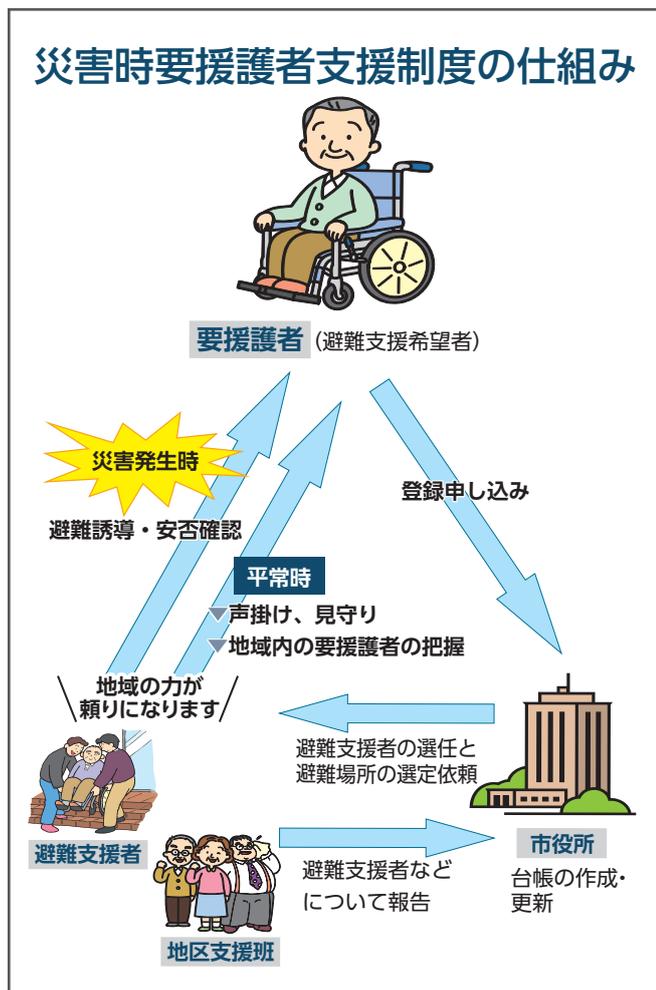


自力避難が困難な人を
地域ぐるみで助け合う仕組み

ID 1003245

災害時要援護者支援制度

災害時要援護者支援制度の仕組み



災害時に支援してほしい人はこちら

制度の申込方法

ID 1003245

各申し込み先に置いてある申込書(市庁からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付で、各申し込み先へ。詳しくは、保健福祉総務課 ☎(632) 2919へお問い合わせください。

▼申し込み先

担当地区	申し込み先
昭和	〒320-8540市役所 保健福祉総務課(市役所2階) ☎(632) 2919
石井、泉が丘、今泉、上河内、河内、清原、国本、五代若松原、桜、城東、宝木、中央、西、東、平石、細谷・上戸祭、瑞穂野、峰、御幸、築瀬、陽東、横川	〒320-8540市役所 高齢福祉課(市役所2階) ☎(632) 2356
篠井、城山、姿川、雀宮、戸祭、富屋、豊郷、錦、西原、富士見、緑が丘、宮の原、御幸ヶ原、明保、陽光、陽南	〒320-8540市役所 障がい福祉課(市役所1階) ☎(632) 2673

※ 地域から提出された調査票を基に、市が保険に加入し、「防災地域活動」の活動者である市民が活動中に負傷した場合や、「災害時要援護者」などを負傷させてしまった場合などに補償を行う制度。

Q 災害時要援護者支援制度ってなに？

A 集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に、日ごろから声掛け・見守り活動を行い、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについて、あらかじめ地域住民同士で決めておく、「地域ぐるみの助け合い」の制度です。

Q どういう仕組みなの？

A 要援護者ごとに、あらかじめ地域で避難支援者や避難場所を決めておき、災害発生時には、避難支援者が可能な範囲で、避難誘導などを行います(左の図参照)。

ただし、災害時の状況によっては、避難支援者が対応できない場合もあります。また、地区によって活動状況は異なります。

Q 誰が利用できるの？

A 在宅で生活している高齢者(おおむね65歳以上)や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で、避難支援を希望する人(要援護者)が登録することで利用できます。

- ▼要介護3以上の高齢者。
- ▼「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者。
- ▼身体障がい者手帳1・2級を所持している人。
- ▼療育手帳A・A1・A2を所持している人。
- ▼精神障がい保健福祉手帳1級を所持している人。
- ▼障がい福祉サービスを受けている難病患者。
- ▼その他、災害時の支援が必要と市長が認める人。

Q 避難支援者は防災地域活動補償制度(*)の対象になるの？

A 地域において安心して活動できるよう、避難支援者による災害時の避難誘導や安否確認、日ごろから声掛け・見守り活動は、防災地域活動補償制度の対象になります。